

補助金について

1 既存万年塀の撤去経費補助金

旧公園事務所跡地の保育所占用部分（保育所整備予定地）に接する万年塀の撤去について、撤去に係る経費を補助します。補助率は10/10です。

なお、令和2年度予算査定額が上限額になります。

2 施設整備費補助金

整備費は、令和2年度予算での計上となるため、今後、所定の手続きを経て予算化していくこととなります。

ここでお示しする金額は、今回の公募に係る資金計画書上の施設整備費補助見込額とご理解ください。

なお、施設整備費補助制度を利用する場合には、別途補助協議が必要になります。また、それぞれの補助基準に合致した計画であることが必要です。目黒区では、協議時の予算の範囲内で補助を行います。

(1) 補助対象経費及び基準額（令和元年度補助要綱に基づく基準額）

① 本体工事費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）

定員規模による定額 定員 71名～100名 207,600千円

② 保育所開設準備費加算

保育所の開設準備に必要な費用（整備費の対象とならない備品類の購入費や開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用）

定員 71名～100名 22.5千円×定員数

③ 設計料加算

保育所の実施設計に際し必要な費用

①+④+⑥の5% 11,357千円

④ 特殊付帯工事

「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」

平成20年6月12日雇児発第0612004号を準用して整備した場合

定額 15,840千円

⑤ 土地借料加算

新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合

定額 23,550千円

⑥ 地域の余裕スペース活用促進加算

地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所等を整備する場合

定額 3,705千円

(2) 補助金交付額

基準額の合計額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額に3/4を乗じて得た額。（千円未満切捨て）
なお、令和2年度予算査定額が上限額になります。

(3) 整備スケジュールについての留意点

実施設計及び工事の契約・着手は国庫補助等内示後に行う必要があります。整備の都合上、実施設計を内示前に行う場合は、設計料加算が対象外になります。

4 防犯カメラ及び非常通報装置（学校110番）設置費補助金

防犯カメラ設置費は、1,247千円（補助基準額）まで補助します。補助金交付額は、補助対象経費と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額となります。

非常通報装置（学校110番）設置費は、300千円（補助基準額）まで補助します。補助金交付額は、補助対象経費と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額となります。

なお、令和2年度予算査定額が上限額になります。

5 職員配置基準

職員配置は「目黒区私立認可保育所職員配置基準」以上としてください。

6 保育所運営費

子ども・子育て支援法附則第6条に規定する委託費に加え、「目黒区保育所運営費等補助要綱」及び「目黒区私立保育所法外援護実施要綱」に基づき運営費の補助を行います。

7 費用の負担

応募にかかる費用及び整備にかかる費用は、すべて事業者のご負担となります。

8 事情変更

事業者決定後、国及び東京都の制度や諸事情等に大幅な変更が生じた場合は、区と事業者間で整備方法等について変更協議することがあります。

9 添付資料

- (1) 目黒区民間保育所施設整備費補助要綱
- (2) 私立保育園における防犯カメラ等設置に係る補助金交付要綱
- (3) 私立保育所における非常通報装置設置に係る補助金交付要綱
- (4) 目黒区保育所運営費等補助要綱
- (5) 目黒区私立保育所法外援護実施要綱
- (6) 目黒区私立認可保育所職員配置基準
- (7) 目黒区定期利用保育事業補助金交付要綱

以 上